

国民年金コーナー

納付した国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、1月から12月までに納付した全額(過去の年度の保険料や追納した保険料も含む)が所得税・住民税の申告において社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料額を証明する書類の添付が必要となります。

このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構から11月上旬に被保険者の方に送付されました。

証明の内容は、平成26年1月1日から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる保険料額です。

◎2月上旬に送付される場合もあります

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付した方については、翌年の2月上旬に同様の控除証明書が送付されます。

なお2月に発送の対象者については、納付した額が確定していますので、見込額欄はありません。

◎ご家族の保険料を納付された場合も控除対象になります

ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の所得税などの控除対象となりますので、年末調整などの手続きの際に合算して申告してください。申告する際は、ご家族分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書も添付する必要がありますのでご注意ください。

※年末調整や確定申告の際に控除証明書の添付が必要となりますので大切に保管しましょう。

◎控除証明書についての問い合わせ

控除証明書専用ダイヤル

☎0570-058-555

☎03-6700-1144(※IP電話などの方)

◆専用ダイヤル開設期間

11月4日(火)から平成27年3月16日(月)まで

※(土)(日)(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日まではご利用できません。

◆受付時間

〈月曜日から金曜日まで〉

午前9時から午後7時まで

〈第2土曜日〉

午前9時から午後5時まで

◎その他年金に関する問い合わせ

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933